

お知らせ

路上喫煙やポイ捨てなくそう

「路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例」がことし4月に施行され、市内全域で吸いがらや空き缶などのポイ捨てが禁止に。また、路上喫煙はしないように努めると規定されました。

同条例の対策を集中的に行う路上喫煙防止重点区域・ポイ捨て防止重点区域として、千代田通りの諏訪橋西詰から元氣21北までと銀座通りを指定。7月15日(火)から、この区域では、路上喫煙も禁止になります。違反者には、指導や文書での警告、命令を実施。命令に従わない場合は、2万円の過料になります。

国民年金の免除などは申請を

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難なときに、条件によって保険料が免除や納付猶予(30歳未満の人が対象)の制度を利用できることがあります。

家族で環境への取り組みを

市内の家庭を対象に「まえばし環境家族」を実施します。これは環境への取り組みを家族で決めて3カ月間実践し、その実施結果を報告するものです。報告書を提出すると、「ころとんステッカー」がもらえます。

福祉分野の就職面接会

福祉・介護分野への就職希望者などを対象に、事業所との就職面接会を開催します。

会場 県社会福祉総合センター(新前橋町)
申 当日会場へ直接
県福祉マンパワーセンター
027-255-6600

社会を明るくするパレード

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間。保護司会や更生保護女性会などの団体が、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼びかけます。

土砂条例を施行しました

不適正な土砂による埋立てなどを規制する「土砂等による埋立て等の規制に関する条例」(土砂条例)が施行されました。

救急通報で消防車の出動も

119番通報で緊急な救護が必要と思われる場合や、救急車の到着が遅れることが予想される場合などに、消防車が出動して救護活動を行っています。

プラネタリウムは団体がお得

児童文化センターのプラネタリウムは20人以上の利用で団体料金適用。専用時間でゆったりと見ることが出来ます。



の埋立てを行う場合は原則として市長の許可が必要に④不適正な埋立てなどには、中止命令や措置命令などの行政処分を実施⑤違反者には罰則(2年以下の懲役か100万円以下の罰金)を科す。

土地所有者は注意して

無料で作業を行うからと声を掛けられて土地を提供した結果、不適切な埋立てにより土地が利用できなくなる、土砂の崩落などで近隣に被害を与えてしまうなどの事例が全国的に起こっています。安易に土地を提供しないように注意してください。

また、環境汚染や不法投棄は、起こってからでは、元に戻すのが困難です。汚染された土砂、廃棄物混じりの土砂による埋立て、無秩序な埋立てなどを発見したら、廃棄物対策課へ連絡してください。

視聴覚機材など貸し出します

視聴覚機材や教材を貸し出します。なお、16インチ映写機には認定証が必要です。

水道メーターを交換します

各家庭などの水道メーターは、計量法により8年以内に交換する必要があります。期限を迎える家庭には水道局が委託した業者(所定の腕章と身分証明書を携帯)が交換作業のため訪問します。

団体専用日時 土日曜・祝日・小中学校の長期休業期間中、午前9時30分、午後2時30分
費用 小学生80円、高校生以上240円(各1人)
利用日の3カ月前5日前に同館
027-224-2548へ

市長 コラム



6月21日、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録が正式に決定しました。古くから生糸(いと)のまちとして繁栄してきた本市にも、「富岡製糸場と絹産業遺産群」にまつわる歴史がまだ残されております。世界遺産への追加登録ができるくらいに、引き続き前橋の歴史を磨いてまいります。

また、NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の放映を来年に控え、本市でも様々な取り組みに着手しています。初代群馬県令榎取素彦とドラマの主人公である妻の文(ふみ)が、前橋そして群馬に注いだ志を継いでいこうと改めて心に誓っています。今後とも市民皆様のお力をお貸しください。

山本 龍